

44年度一般会計決算状況

44年度会計別決算状況

歳入		予算額	収入額	収入割合
区	分			
市	税	531,985千円	541,636千円	101.8%
	自動車取得税交付金	14,500	21,346	147.2
地	方交付税	272,908	273,936	100.4
	交通安全対策特別交付金	1,500	1,372	91.5
分	担金および負担金	97,341	66,145	68.0
	使用料および手数料	58,138	57,344	98.6
国	庫支出金	350,703	358,835	102.3
県	支出金	156,178	144,434	92.5
財	産収入	30,966	25,854	83.5
	寄付金	4,543	4,696	103.4
	繰越金	14,261	14,261	100.0
	繰入金	47,703	45,691	95.8
市	債	83,000	74,400	89.6
合	計	1,663,726	1,629,950	98.0

会計区分		歳入額	歳出額	差引残額
一般会計		千円	千円	千円
一	般会計	1,629,950	1,613,147	16,803
特別会計	下水道事業	3,222	3,222	—
	簡易水道事業	629	429	200
	〃(大海寺地区)	3,807	3,118	689
	〃(鉢地区)	332	262	70
	国民健康事業	274,543	280,884	△6,341
	保険事業	8,337	8,054	283
	農業共済事業	47,778	9,557	38,216
	農作物共済事業	4,527	4,042	485
	家畜共済事業	30,668	30,105	563
	計	2,003,788	1,952,820	50,968

44年度決算

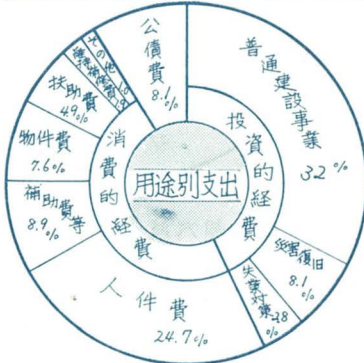
市の収入や支出の状況など、財政状態がどのようになっているかというところを、市民のみなさんに知っていただくため、6月と12月の二回、財政事情を公表することに

44年度決算と44年度上半期の財政状況をみる



号外	郵便番号 937
発行	富山県 魚津市役所
編集発行人	沢本章
毎月1回1日発行	
印刷	三和印刷株式会社
人口のうごき (11月末)	
世帯数	11,678 世帯
人口	男 22,679 人 女 24,646 人
出生	31人
死亡	17人
転入	50人
転出	55人

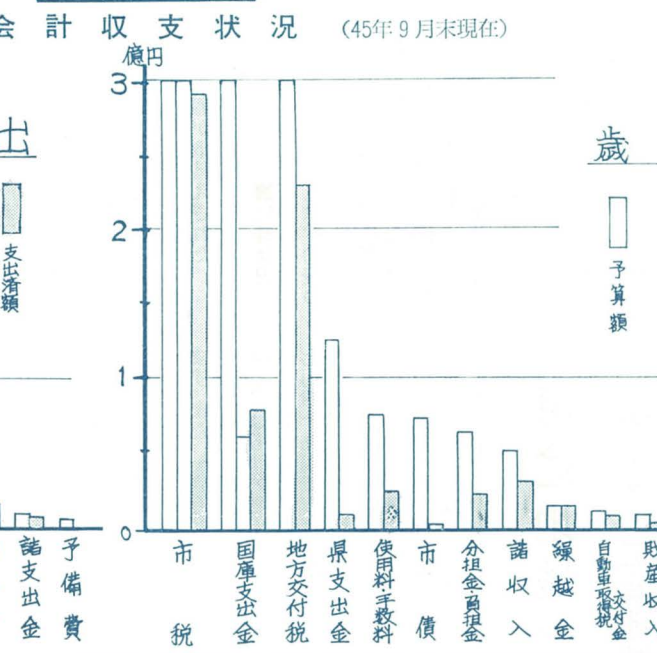
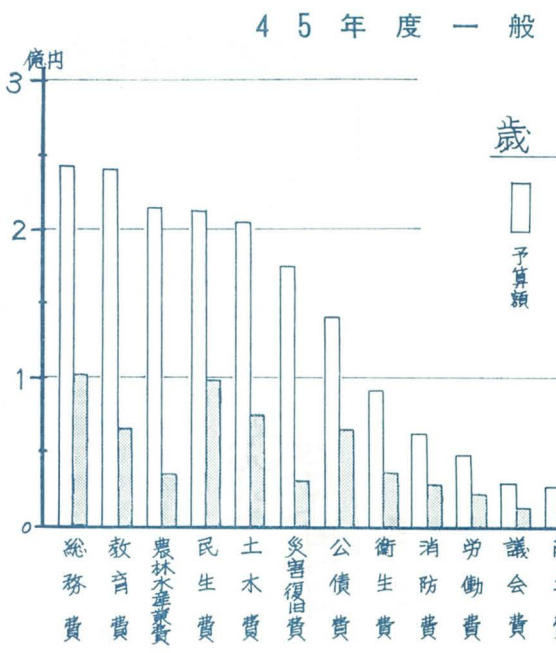
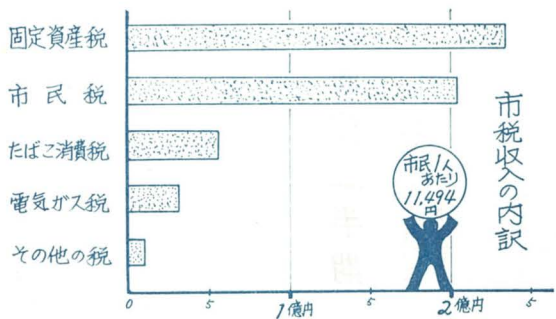
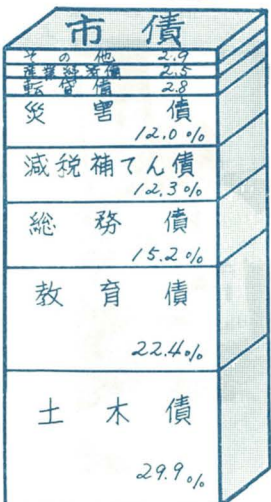
歳出		予算額	支出額	支出割合
区	分			
議	会費	25,069千円	25,037千円	99.9%
総	務費	241,779	235,003	97.2
民	生費	183,675	180,003	98.0
衛	生費	77,101	74,786	97.0
労	働費	46,554	46,203	99.2
農	林水産業費	268,474	249,526	93.0
商	工木費	23,225	22,862	98.4
土	木費	262,136	255,903	97.6
消	防費	42,872	42,506	99.1
教	育費	213,305	211,260	99.0
災	害復旧費	136,264	130,323	95.6
公	債費	133,284	130,877	98.2
諸	支出金	9,488	8,858	93.4
予	備費	500	—	—
合	計	1,663,726	1,613,147	97.0



市債		金額
区	分	千円
土	木債	262,386
教	育債	196,806
減	税補てん債	132,769
災	害復旧債	108,212
農	林水産業債	104,913
商	工木債	24,346
土	木債	21,580
消	防債	14,073
教	育債	5,989
災	害復旧債	4,611
公	債費	400
諸	支出金	876,085

一般会計用途別支出

区	分	決算額
投	資的経費	691,439
普	通建設費	(514,913)
災	害復旧費	(130,323)
農	林水産業費	(46,203)
商	工木費	397,657
土	木費	144,259
消	防費	130,696
教	育費	122,193
災	害復旧費	78,554
公	債費	30,148
諸	支出金	11,341
予	備費	6,842
合	計	1,613,147



一般会計の歳出額は十六億一千三百余万円となつていますが、このうち投資的経費に使用された金額は、六億九千九百九十九万四千九百九十九円を占めています。用途別の支出額は左表のとおりです。

また、44年度中に行なつた事業と費用は次のようになってい

43パーセント
おもな事業

45年度上半期

事業	金額
農業構造改善	二二八万円
農道整備	一七〇万円
片貝小築	一六五〇万円
大沢野老朽ため池補強	一三六〇万円
造林	一三三〇万円
土地改良	一三三〇万円
経田漁港修築	一三〇〇万円
土地地区画整理	一〇九〇万円
農道整備	一〇〇〇万円
畑地総合整備	九〇〇万円
街路整備	六二二万円
消防施設整備	三三三万円
交通安全対策	—

市有財産 (45年9月末現在)

区	分	土地	建物
本	庁舎	9,174	6,922
消	防施設	1,664	1,457
その他行政施設		95,422	15,564
学	校舎	100,511	53,614
学	校舎	80,885	22,014
公	公舎	20,881	—
公	公舎	9,411	—
公	公舎	12,903	1,608
公	公舎	3,487	—
公	公舎	18,460	3,642
計		352,798	104,821

45年度会計別収支状況 (45年9月末現在)

区	分	歳入		歳出	
		千円	%	千円	%
一	般会計	1,713,920	42.2	603,068	35.2
特	別会計				
下	水道	3,731	43.0	1,348	36.1
簡	易水道	785	50.8	179	22.8
〃	大海寺地区	3,674	64.5	1,062	28.9
〃	鉢地区	4,666	61.8	1,296	27.8
国民健康保険		335,320	37.9	111,974	33.4
農業共済		(96,408)	(76.9)	(10,787)	(11.2)
〃	農作物助定	58,222	86.0	3,063	5.3
〃	家畜助定	7,069	48.5	1,976	28.0
〃	業務助定	31,117	66.3	5,748	18.5

年末年始の市役所

青色申告のすすめ

ごみ集め
30日(水)まで平常通り行ないます。年末でもあり、ごみは早めにお出しください。
なお、ごみは雨や雪でぬれまじりやすくなるので、必ずポリ容器やビニール袋に入れてください。びん類などは24日(火)30日、別に収集しますから分別しておいてください。1月のごみ集めは4日から行ないます。

一般事務
市役所の一般事務は、12月29日(火)から1月3日(日)まで休みます。
しかし、市民課の戸籍や印鑑証明などの窓口事務は、29日(火)と30日(水)の二日間、平常通り仕事をすることになって

青色申告のすすめ
青色申告の申請は早めに
新たな青色申告をされる人は
記帳になるためにも、いまから
申請書を税務署へ出して記帳
されるようおすすめします。
くわしいことは税務署へどう
ぞ。

一九九番は
火災、救急用の電話
一一九番は、火災や救急事
故などの通報の専用電話です
消防署へお問い合わせ電話
は2-10295番へ。

公給領収証を

受けとりましょう
みなさんが料理店、バー、キャバレー、飲食店、旅館などを利用されたとき、お店の経営者は公給領収証をお渡しすることになってい

公給領収証を受けるといふことは、料理飲食等消費税を納めたしるしであり、また、支払った料金の明細がわかり、会計が明瞭になります。

公給領収証を交付しない場合は、①飲食店(大衆酒場、すし屋、食堂など)における飲食や休憩で一人一回の料金が八百円以下のとき、②旅館では、一人一泊二食の料金が一千六百円以下のときです。

公給領収証を受けるといふことは、料理飲食等消費税は、遊興飲食料金の一〇割、宿泊料金は八百円差し引いた後の金額に一〇割の税がかかります。

この税は、県の重要な財源の一つで、県が行なっているいろいろな事業に使われていま

①表 44年度損益計算書

科目	金額	科目	金額
営業費用	38,600,634	営業収益	52,844,749
原水および浄水費	3,025,048	給水収益	44,920,332
配水および給水費	2,660,994	受託工事収益	7,099,291
受託工事費	6,571,548	その他営業収益	825,126
総償却費	16,173,474	営業外収益	621,107
減価償却費	9,670,830	受取利息	128,517
資産減耗費	1,012	他会計繰入金	451,000
その他営業費用	497,728	雑収益	41,590
営業外費用	9,039,456		
支払利息および 企業債取扱い諸費	9,039,456		
当年度純利益	5,825,766		
合計	53,465,856	合計	53,465,856

②表 44年度貸借対照表

科目	金額	科目	金額
固定資産	249,555,334	固定負債	27,588,431
有形固定資産	249,514,134	減価償却引当金	27,588,431
土地	6,504,691	流動負債	5,653,195
建物	3,104,473	未払金	191,004
構築物	223,398,353	前受金	152,234
機械および装置	14,538,920	その他流動負債	5,309,957
車両運搬具	1,338,478	資本金	219,567,608
工具器具および備品	629,219	自己資本金	78,419,298
無形固定資産	41,200	借入金	141,148,310
施設利用権	41,200	剰余金	16,937,813
流動資産	20,191,713	資本剰余金	5,309,000
現金預金	7,157,716	受贈財産評価額	1,309,000
未収金	3,833,618	工事負担金	4,000,000
貯蔵品	4,200,379	利益剰余金	11,628,813
その他流動資産	5,000,000	減価積立金	500,000
		建設改良積立金	5,000,000
		繰越利益剰余金	303,047
		当年度純利益	5,825,766
資産合計	269,747,047	負債・資本合計	269,747,047

③表 45年度上半期損益収支

科目	45年度予算額	9月までの 執行済額	予算額に 対する割合
営業収益	50,928	32,325	63.5
給水収益	44,737	26,561	59.4
受託工事収益	5,425	5,317	98.0
その他営業収益	766	447	58.3
営業外収益	755	90	11.9
受取利息	140	90	64.3
他会計繰入金	565	0	0
雑収益	50	0	0
収益合計	51,683	32,415	62.7
営業費用	40,260	18,811	46.7
原水および浄水費	3,124	1,149	36.8
配水および給水費	3,228	1,746	54.1
受託工事費	5,447	2,304	42.3
総償却費	17,852	8,242	46.2
減価償却費	10,154	5,077	50.0
資産減耗費	5	0	0
その他営業費用	450	293	65.2
営業外費用	9,147	4,569	50.0
支払利息および 企業債取扱い諸費	9,147	4,569	50.0
予備費	450	0	0
予備費	450	0	0
(うち職員給与費)	(15,743)	(7,371)	(46.8)
費用合計	49,857	23,380	46.9
差引	1,826	9,035	

魚津市の水道事業は、地方公企法の適用を受けてから三年目の決算を終えました。健全な財政と能率の運営をめざして、45年度4月～9月の状況を報告します。

44年度決算

■5百82万円の純利益

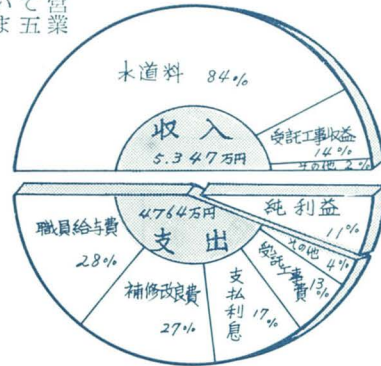
まず昭和44年度に行なわれたおもな事業をあげてみますと、①第一次拡張事業で計画されている市道住吉本線ほか十四路線に延長五千八百三十三分の配水管を工費一千四百四十三万九千円で布設。

②漏水防止作業として、メーター器九百五十九個の取り替えと、給水管など五百六十九個所の修理を行ないました。

つぎに44年度の決算状況は、左表のようになります。①表の損益計算をみると、収入は、営業収益五千二百八十四万、営業外収益六十二万、あわせて五千三百四十六万となつています。いっぽう費用は、営業費用三千八百六十万、営業外費用九百四十四万をあわせて四千七百九十四万が生じており、差し引きすると、五百八十二万円の純利益を生じたことになりました。

■剰余金の処分

水道会計が事業を行なうために借り入れている企業債発行額は、44年度末で二億一千五百二十五万円にのぼっています。この企業債は44年度には、九百三十四万円を償還しており、



企業債9百万円を償還

また、当年度の減価償却額は九百六十七万円で、償却額の総額は二千七百五十八万、これで年度末の償却未済高は、二億二千九百九十二万円になりました。

44年度中に配水池から送られた水の量は、二百三十八万立方、このうち家庭や事業所で使われた水の量は、二百二十八万立方で、収益につ

44年度決算

5百82万円の純利益

このようにしますと、44年度末処分利益剰余金は、前年度繰越金三十万と今年度純利益五百八十二万の合計六百十二万円となります。この剰余金は、減価積立金に五十万、建設改良積立金に、四百八十一万、あてられ、残額八十一万が翌年度へ繰り越されました。

■有収率は58%

今年度取得した固定資産は一千二百四十四万で、その内訳は、配水管などの構築物が一千四百四十九万、量水器および減価機などの機械や装置が五十九万、工具器具および備品五万となつています。

また、当年度の減価償却額は九百六十七万円で、償却額の総額は二千七百五十八万、これで年度末の償却未済高は、二億二千九百九十二万円になりました。

44年度中に配水池から送られた水の量は、二百三十八万立方、このうち家庭や事業所で使われた水の量は、二百二十八万立方で、収益につ

水道事業の台所

魚津市の水道事業は、地方公企法の適用を受けてから三年目の決算を終えました。健全な財政と能率の運営をめざして、45年度4月～9月の状況を報告します。

められている水道事業会計が、どのようになっているか今号は、昭和45年4月から9月までの概況をお知らせします。

45年度上半期

延長1千1百31分の配水管を布設

■延長1千1百31分の配水管を布設

上半期に実施したおもな事業は次のようなものがあります。

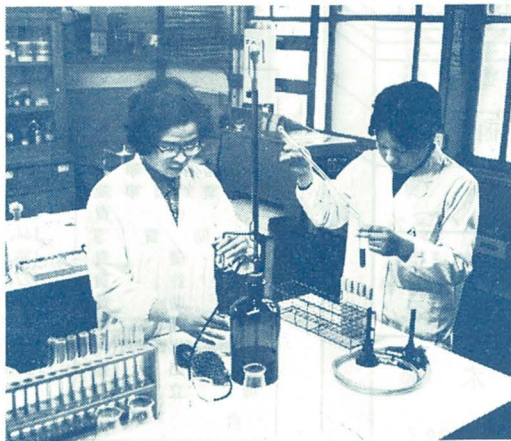
①吉島一立石間(吉島市営住宅から立石までの市道)延長五百三十五分に口径百ミリ配水管を二百三十二万円で布設。

②市道丸八線(バレーコートから北鬼江吉島線まで)延長二千七百五十八分に口径百ミリの配水管を六十六万円で布設。

③経路連丸八線(北鬼江橋から市道丸八線まで)延長五千五百三十分、口径百ミリの配水管を二十万円で布設。

④市道大町海岸線、新町五号線(水族館裏通り)延長二千三百三十分、口径七十五ミリ配水管を六十二万円で布設。

⑤損失水量を少なくするため、配給水管などの漏水修理三百二十一箇所と九百三十九個の不感メーター器が取替えされた。



水道の水は、定期的に保健所で水質検査が行なわれている。写真

水道管の凍結対策は?

非常に寒い日の朝は、水道管が凍結し、破裂する場合がよくあります。このような被害は、ちょっとした工夫で防ぐことができます。水道管がむき出しのところは、布切れやわら縄などで十分に巻き、その上にビニールのような防水材でおおいます。

もし、給水管が凍結した場合には、外側を布でおおい、その上から熱湯をかけますと溶けますが、直接給水管を加熱すると、管が破裂などして危険ですからご注意ください。



積雪期の検針

水道局では、水道を使用されているご家庭のメーター器検針を毎月行なっています。しかしこれから雪が降りますと、メーター器の上に雪が積もり、検針できないことがあります。この場合には、そのご家庭の前月分の使用量により、料金を納めていただき、後日検針できたときに、過不足を精算することにしていただきますのでご協力願います。

年賀状は

22日まで

年賀状の受け付けが12月15日からはじまります。年賀状は元旦に届くよう早めに書いて、22日までにお出しください。

なお、郵便番号をお忘れなくハッキリお書きください。年賀状に郵便番号を書いていただくのと道庁署名が省略できます。

郵便局で初貯金の取り扱い

暖かい冬をお過ごし
いただくために...

北電からお知らせ

北陸電力では、ことしの冬も明るくあたたかく過ごしていただくため、配電線のパトロールや樹木の伐採など、故障防止に努力しています。

これから降雪期を迎えますが、次のような場合は危険です。から、発見されたら北陸電力魚津営業所(2局1400番)へご連絡願います。

電線が切れてたれさがっているとき

アンテナが折れ、電線に接触しているとき

竹などが電線に接触していると

用途地域とは

(三)



準工業・工業地域

前号にひきつづき、今回は準工業地域と工業地域についておしらせします。

準工業地域

準工業地域は、工業規模の制限がありません。しかし、金属の熔融、肥料の製造、製紙、金属の圧延など、衛生上有害、騒音、震動のとくに激しい工業の建築は禁止されています。

工業地域

この地域は工場なら何でも建てられます。ただ学校、病院、劇場、映画館、料理店、旅館などは、比較的敷地が広く、用地を必要とするので、用途のうえでは利便が反するので、建築することができません。

建物の高さ制限

区分	高さ制限
準工業・工業地域	30m
その他の地域	15m

準工業、工業地域とも、高さ三十一メートルを超えるものは建てられません。

この用途地域のくわしいことについては、市役所建設課管理係にお問い合わせください。電話は2200番、内線273です。

魚津駅の
テレフォンサービス

金沢鉄道管理局では、冬期間、列車遅延情報をおいて、雪害時における国鉄列車の遅れや輸送手配、的確な情報の提供と利用者への案内を行なっています。この係員が魚津駅にも配置されたことになりました。

魚津駅では、12月10日から2月10日まで午前9時30分午後5時30分までの間、専任の係員を配置して、情報活動を行なうこととなります。さらに電話も代表制ながら二回線ふやし、テレフォンによるサービスも強化され、一般のお問い合わせに、早く応答できるようにしました。

また、混雑のいちじるしいときは、学校や通勤者の多い事務所などに情報提供することになっていきます。

魚津駅のテレフォンサービスの電話番号は、2局1455番です。

心身障害者扶養共済制度
いまなら45～64歳の人も加入できる

心身障害者扶養共済制度は、45年4月から発足し、原則として四十五歳以上の人は加入できないことになっています。しかし、46年1月30日までに申し込めば、四十五歳以上六十五歳未満の人でも加入することが出来ます。この年間で、心身障害者を扶養されている、加入希望があれば、お早くと市社会福祉事務所へお申し込みください。